

札幌市水素利活用方針改定検討委員会設置要綱

令和6年(2024年)6月3日

まちづくり政策局長決裁

(名称)

第1条 本会は「札幌市水素利活用方針改定検討委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(設置及び目的)

第2条 委員会は、「札幌市水素利活用方針」(平成30年5月策定)(以下、「方針」という。)の改定にあたり、その内容について意見聴取、意見交換等を行うことを目的とした懇話会として設置する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、水素利活用等に係る専門知識を有する者、その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 委員会に、オブザーバーを置くことができる。

3 オブザーバーは、専門知識を有する者、その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

(座長)

第5条 委員会に座長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は会務を総括する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、必要の都度市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会を開くことができない。

3 欠席する委員が指名する代理の者が出席した場合は委員が出席したものとみなす。

(謝礼)

第7条 委員会に出席した委員に対し、地方自治法第203条の2及び札幌市特別職の職員の給与に関する条例第1条第3号に定める「その他付属機関の委員」の報酬日額に準じて支給する。

2 支給に関し必要な事項は、あらかじめ各委員と事務局で協議する。

3 代理出席者に対しても委員同様の取扱いとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、まちづくり政策局政策企画部グリーントランスフォーメーション推進室において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、検討委員会において定める。

附 則

この要綱は、令和6年(2024年)6月3日から施行する。